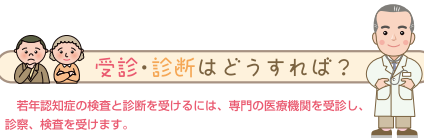


支えるために



職場で変化に気付いたとき

本人による、いつもの自分とちがっているという訴えや、職場の同僚、または上司などが職員の変化に気付いた時、早めに産業医に相談し、認知症の専門医の受診につなげることが必要です。また、産業医は、本人と職場の間に立ち、若年認知症を早期に発見し、本人と職場に適切な助言と支援を行うことが求められます。



～早期診断と早期治療の機会を逃がさないために～

医療機関にかかったとしても、初期の症状の現れ方などにより、専門でない診療科を転々とし、診断が遅れることもあります。誤った診断のまま、認知機能障害が目立つようになって、ようやく若年認知症と診断されたものの、早期治療の機会を逃してしまうこともありますので、まず、専門医を受診しましょう。



相・談・窓・口

● 行政の保健福祉相談・申請窓口

若年認知症の方が、精神障害者保健福祉手帳を受けたり、介護保険の要介護認定を受けることにより、障害者福祉のサービスや介護保険のサービスを利用したり、税の軽減、公共料金等の割引などを受けることができます。

相談、申請の窓口は、お住まいの市町の保健福祉の担当課（障害福祉・介護保険担当課）となります。

● 地域包括支援センター

地域の高齢者等の皆さんが、いつでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活していけるよう、介護・福祉・保健など、さまざまな面から総合的に支えるため設けられた地域包括支援センターでは、認知症など介護に関する相談や心配ごとなど、さまざまな相談に応じています。

<地域包括支援センター—例>

県元気長寿福祉課ホームページの「老人福祉施設等一覧」に掲載しています。
<http://www.pref.shiga.jp/e/lacadia/index.html>

● 公益社団法人 認知症の人と家族の会 滋賀県支部「もの忘れ介護相談室」

認知症の人と家族が励ましあい助けあいながら、認知症になっても安心して暮らせる社会をめざして活動されている「認知症の人と家族の会」では、認知症介護経験者が親身になって相談に応じています。

フリーダイヤル 0120-294-473 毎週 月・水・金曜日（祝日休み）10:00～15:00
草津市笠山七丁目8-138（県元長寿社会福祉センター内）

● もの忘れサポートセンター・しが／滋賀県若年認知症コールセンター

もの忘れサポートセンター・しがでは、認知症の医療と介護について、認知症の本人や家族、保健・医療・福祉の専門職等からの相談に応じています。また、「滋賀県若年認知症コールセンター」として若年認知症の相談にも対応しています。

電話 077-582-6032・090-7347-7853 守山市梅田町2-1-303（医療法人藤本クリニック内）

● 認知症疾患センター

認知症疾患医療センターでは、保健医療・介護の機関等との連携を図りながら、認知症の専門医療相談、鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療等を行っています。

瀬田川病院 認知症疾患医療センター	大津市玉野4-21	電話 077-543-1441
琵琶湖病院 認知症疾患医療センター「ビスクリ」	大津市坂本一丁目8-5	電話 077-578-1943
水口病院 認知症疾患医療センター	甲賀市水口町本町二丁目2-43	電話 0748-63-6430
豊郷病院 認知症疾患医療センター「オアシス」	大上郡豊郷町大字八丁目12	電話 0749-35-3011



発行：滋賀県健康福祉部元気長寿福祉課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 電話 077-528-3522
企画・編集：もの忘れサポートセンター・しが／滋賀県若年認知症コールセンター

引用文庫：「認知症とともに」発行 クリエイティブ・ラボ、「もの忘れ介護相談室」発行 北海報、北海道若年認知症の人と家族の会

平成28年（2016年）2月

若年認知症リーフレット

若年認知症 ってなに？



滋賀県

若年認知症の人を

若年認知症に関する問題は、本人が家庭や社会で中心的な役割を果たしている人という意味で、高齢者の認知症より深刻かもしれません。診断が遅れることにより、治療や支援体制に遅れが出てしまうと、せっかくの「本人の能力」を生かすことができなくなります。本人だけでなく、家族を支えるサポート体制など、医療、福祉、行政、企業、地域が手を携え、さらに充実させていきたいものです。



若年認知症とは

若年認知症とは、65歳未満で発症する認知症を言います。高齢者の認知症と、病理学的に違いがあるわけではないと言われていますが、若年認知症は年齢が若いため、社会的、家庭的問題を多く抱えており、就労の問題など、多くの支援が必要とされています。働き盛りの世代ですから本人だけでなく、家族の生活への影響が大きいにも関わらず、その実態が明らかでなく、支援も十分ではありません。



早期発見が大切な理由

ほかの病気と同様、認知症も「早期発見」が大変重要ですよ。

第1の理由は、「治療すれば治る認知症」や、うつ病などの「見せかけの認知症」を発見するきっかけになるからです。

第2の理由は、いち早く治療を開始することによって、病気の進行を遅らせることができるからです。

第3の理由は、心の支えや、今後の生活を考える上で、必要な情報を備えておくことができるからです。



★ 就労中であれば、職場内の混乱を最小限におさめ、本人の就労期間を延長することが可能になります。早くに診断をされ、疾患に対する理解に基づいて、職場として可能な支援を行えば、本人にとっても、職場にとっても、負担が軽減されます。

★ 早期診断によって、本人は自分の病態を理解できる間に自分の病気を知ることができ、場合によっては将来の生活の予定を立てることもできます。本人や家族が、医療機関と早くからつながることにより、じっくりと話し合って、今後の生活環境を整えていくことができます。